

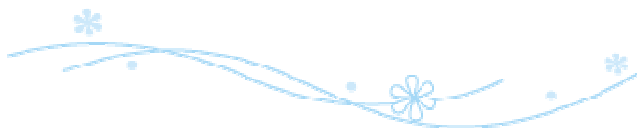
奈良県育児休業取得促進事業 補助金制度 申請の手引き



奈良県
雇用労政課

奈良県育児休業取得促進事業補助金の内容 及び 交付申請手続きについて

従業員に対し育児休業制度を利用させ、経済的支援を行う事業者の方に補助金を交付します。

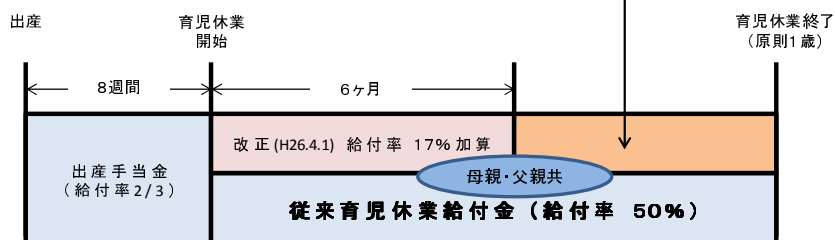


育児休業の取得を積極的に促進するためには、事業者の意識の向上や育児休業をする期間中の所得保障の拡充が効果的であると考えられます。

育児休業取得促進事業とは、従業員の育児休業期間中に、事業者が独自に経済的支援を行った場合にその取組を補助する事業です。

〈育児休業取得促進事業のイメージ図〉

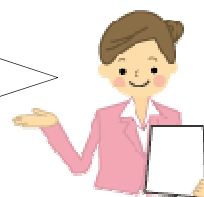
県内事業者が賃金等を上乗せして支給した場合に、県が17%の範囲内で事業者に補助



どのような場合に補助金を申請できるの？

補助金を申請するためには一定の要件を満たす必要があります。

次ページの**チェックリスト**をご利用いただき、申請要件を満たしているかどうかご確認ください。



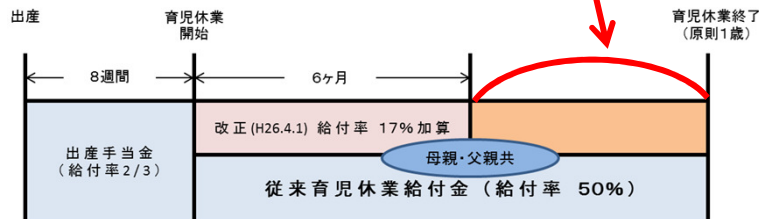
補助金申請チェックリスト

項 目	確認	チ ェ ッ ク 内 容	備 考 欄
補助金 交付対象者 (事業者)		1. 奈良 県内 の 事業所 である	○奈良県内にある事業所が経済的支援を行った場合に交付対象となります。 ○事業所とは、雇用保険の適用事業所または事業所非該当承認申請を行った事業所を想定していますが、これらに該当しない場合でも、専任の管理者がいるなど実態を踏まえて判断する場合もあります。 (ご不明な場合はお問い合わせください。)
		2. 育児休業 について、労働協約または就業規則に規定している。	○「育児休業」とは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいいます。
		3. 育児休業取得従業員に対し、育休開始180日を超える日以降に 労働協約や就業規則等 に基づき 経済的支援 を行っている。	○労働協約や就業規則等… 労働協約、就業規則、給与規程、労働契約等育児休業期間中の経済的支援に係る規定をいいます。 ○経済的支援… 経済的支援を目的として、賃金、給料、手当、賞与等事業者が対象従業員に対して自ら支払うものを言います。(労働の対価として支払われる金銭、出産祝い金その他個人的又は臨時的に支払われる金銭及び共済等が支給する手当は除き、名称は問いません。)
		4. これまでに労働関係法令に関する重大な違反がない。	
		5. 過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を執られていない。	
		6. 暴力団もしくはその統制下の団体でない。	
対象従業員 (育児取得者)		7. 県内の事業所に勤務し、育児休業終了時には、 現職等に復帰 する予定であり、育児休業期間が 180日を超える 。	○現職等に復帰… 育児休業終了後、職を辞する予定のないこと。 ○180日を超える… 1歳(一定の場合は1歳2カ月、さらに一定の場合は1歳6カ月)に満たない子を養育するために取得する育児休業日数が180日を超えること。
その他		8. 法令上の人員配置基準のある施設 については、基準を超える配置をしていること。	○医療施設、介護施設、保育施設等、法令で人員配置の基準が定められている施設です。
交付申請書		9. 対象従業員に育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等を支給した日又は 育児休業給付支給決定通知書 記載の交付年月日のいずれか遅い日から1カ月を経過していない。	○雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第101条の13第4項に係る育児休業給付金を支給する旨の通知をいいます。
		10. 必要な添付書類が整っている。	添付書類の内容はこのパンフレットの5ページ目に記載しています。
		11. 振込先口座の提出(口座振替申出書兼相手方登録依頼書)	奈良県会計局のホームページに掲載しています。 奈良県のホームページ内を「口座振替申出書兼相手方登録依頼書」で検索していただくか、下記のアドレスを入力し様式をダウンロードしてください。 ↓ http://www.pref.nara.jp/15507.htm

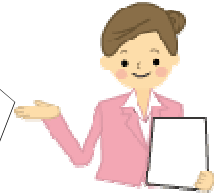


補助金支給の対象になる期間

対象従業員の育児休業開始後180日に達した日の翌日以降で、かつ育児休業給付金が支給される期間です。
1ページ目にも出てきた図で説明すると、この期間になります。



この期間の経済的支援として対象従業員に賃金等を上乗せ支給すると、補助金支給の対象となります。



支給される補助金の額

育児休業給付金に上乗せして支給した**賃金等の10/10**です。

ただし、育児休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の17%を上限とします。



補助金申請の期限

補助金は、対象従業員に対して**育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等を支給した日又は対象従業員に係る育児休業給付金支給決定通知書記載の交付年月日のいずれか遅い日から起算して1ヵ月を経過する日まで**に申請してください。





補助金申請に必要な書類

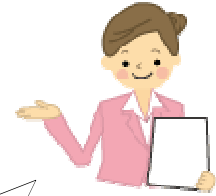
申請の際には、「**奈良県育児休業取得促進事業補助金
交付申請書(第1号様式)**」と**添付書類**を奈良県雇用労政
課 労政福祉係あてに提出してください。

申請書は奈良県雇用労政課ホームページからダウン
ロードしてください。

奈良県 育休補助金

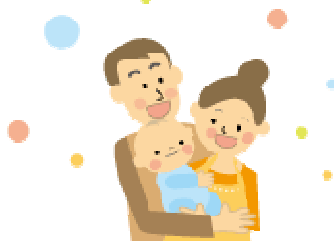
検索

<http://www.pref.nara.jp/35802.htm>



※添付書類とは？

- ①育児休業給付金支給申請における育児休業給付金支給決定通
知書の写し
- ②当該対象従業員が県内事業所の従業員であることが確認で
きる書類（労働条件通知書、労働者名簿等）
- ③労働協約又は就業規則（育児休業中の経済的支援に係る規定
が労働協約又は就業規則とは別に定められている場合は、当
該規定が確認できる書類）
- ④補助対象期間に対象従業員に経済的支援を行ったことが確認
できる書類（賃金台帳等）
- ⑤補助対象期間の出勤状況が確認できる書類（出勤簿、タイム
カード等）



**奈良県は、県内事業所の
育児休業取得促進を
支援します！**

お問い合わせは、奈良県雇用労政課 労政福祉係まで。
TEL：0742-27-8828

奈良県 育休補助金

検索

<http://www.pref.nara.jp/35802.htm>